

港区政要覧企画・編集業務委託
事業候補者募集要項

令和2年9月

港区企画経営部区長室

港区政要覧企画・編集業務委託事業候補者募集要項

1 目的

港区では、国内外からの視察者等に対して、港区がめざす将来像や方向性を示すため、区の歴史・文化・自然等の情報や基本計画に基づいた区の施策・情勢・現況等を魅力的に分かりやすく紹介し、区への理解と関心を高めることを目的として、港区政要覧を発行します。また、本冊子では、港区の魅力（ブランド力）を戦略的に発信することも目的とします。

2 業務概要

(1) 件名

港区政要覧企画・編集業務委託

(2) 業務内容

別紙「港区政要覧企画・編集業務委託仕様書」のとおり

なお、現行の港区政要覧は港区ホームページ>区政情報>各種広報媒体・報道資料>ここからはじまる物語（港区政要覧 2020）において参照できます。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 参考事業規模

6,055,000円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。

なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格条件

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157

号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6)「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 企画提案事項

- (1) 事業者概要及び業務実績
- (2) 業務従事予定者の経歴及び専任性
- (3) 全体構成
- (4) 具体的な掲載紙面
- (5) 企画・編集作業の進め方及びスケジュール

5 スケジュール(予定)

- (1) 募集要項等配布期間
令和2年9月29日(火)から10月12日(月)午後5時まで
- (2) 募集要項等に対する質問期限
令和2年10月5日(月)午後5時まで
- (3) 質問回答
令和2年10月8日(木)
- (4) 一次審査用企画提案書等提出期限
令和2年10月12日(月)午後5時まで
※参加申込み後に辞退をする場合も、上記期限までにご連絡ください。
- (5) 一次審査(書類)結果通知
令和2年10月20日(火)
- (6) 二次審査用企画提案書等提出期限
令和2年10月26日(月)午後5時まで
- (7) 二次審査(プレゼンテーション)
令和2年10月29日(木)午後
- (8) 二次審査結果通知
令和2年11月2日(月)頃
- (9) 委託契約手続き
令和2年11月中旬以降
※事業候補者との委託契約は、港区業者選定委員会で審議し、承認を受けた後になります。

6 質問票の受付・回答

- (1) 受付期限
令和2年10月5日(月)午後5時
- (2) 受付方法
【様式1】質問票に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」まで直接持参またはFAXで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確

認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和2年10月8日(木)に、すべての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 事業候補者の選考

(1) 審査方法

事業候補者選考委員会において、一次審査及び二次審査を実施し、その結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(2) 審査項目

事業候補者選考委員会において、参加資格を満たす参加事業者の書類審査(一次審査)及びプレゼンテーション(二次審査)を実施します。

下表の評価項目と視点で審査します。

評価項目	審査の主な視点
事業者概要及び業務実績	参加資格を満たし、業務遂行に必要な実績及び業務体制を有しているか。
業務従事予定者	事業者の専門性が活用でき、業務遂行に対する体制が組まれているか。
全体構成	業務目的を正確に理解し、港区の魅力(ブランド力)を戦略的に発信できるか。
具体的な掲載紙面	港区を魅力的に紹介できる企画提案となっているか。
企画・編集作業の進め方及びスケジュール	業務目的を正確に理解し、具体的で効率的な作業工程となっているか。

(3) 審査手順

① 一次審査(書類審査)

一次審査用企画提案書の内容、見積金額等の書類審査を行い、3者程度に絞りこみます。

② 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査で選考された事業者に、二次審査用企画提案書を提出していただき、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は30分程度を予定しています(説明20分、質疑10分)。

※詳細は、後日お知らせします。

③ 応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの総合点に占める評価点の60%を基準点(最低ライン)と設定します。

(4) 結果通知

各審査終了後、速やかに参加事業者に選考の結果を通知します。

二次審査で選考された事業候補者について、港区業者選定委員会で審議し、了承を

得た後に、選定された事業候補者と随意契約を締結します。

8 一次審査について

(1) 企画提案書等提出期限

令和2年10月12日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

「13 担当・連絡先」のとおり

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

以下の資料について、紙ベースでご提出いただく他、データを格納したCD-R(CD-R表面には社(者)名を記入してください)もご提出ください。

① 提出資料1「プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書」(様式2)

② 提出資料2「事業者概要及び業務実績」(様式3)

過去5年以内に地方公共団体から発注を受け、1「目的」に該当する冊子の企画・編集業務を行った実績がある場合、成果物または成果物(実際の刊行物等)の表紙及び目次(首長挨拶文がある場合は該当ページ)を含む紙面の写しを添付してください。

③ 提出資料3「業務従事予定者の経歴及び専任性」(様式4)

④ 提出資料4「業務企画提案書 全体構成」(様式自由)

⑤ 提出資料5「業務企画提案書 具体的な掲載紙面」(様式自由)

⑥ 提出資料6「業務企画提案書 企画・編集作業の進め方及びスケジュール」(様式自由)

⑦ 提出資料7「見積書」(様式自由)

⑧ 提出資料8「港区物品買入れ等競争入札参加資格受付票(写)」

⑨ 提出資料9「共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状及び委任状」(様式5-1~3)(該当者のみ)

⑩ 提出資料10「ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことがわかるものの写し」(該当者のみ)

※ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価と提出書類について

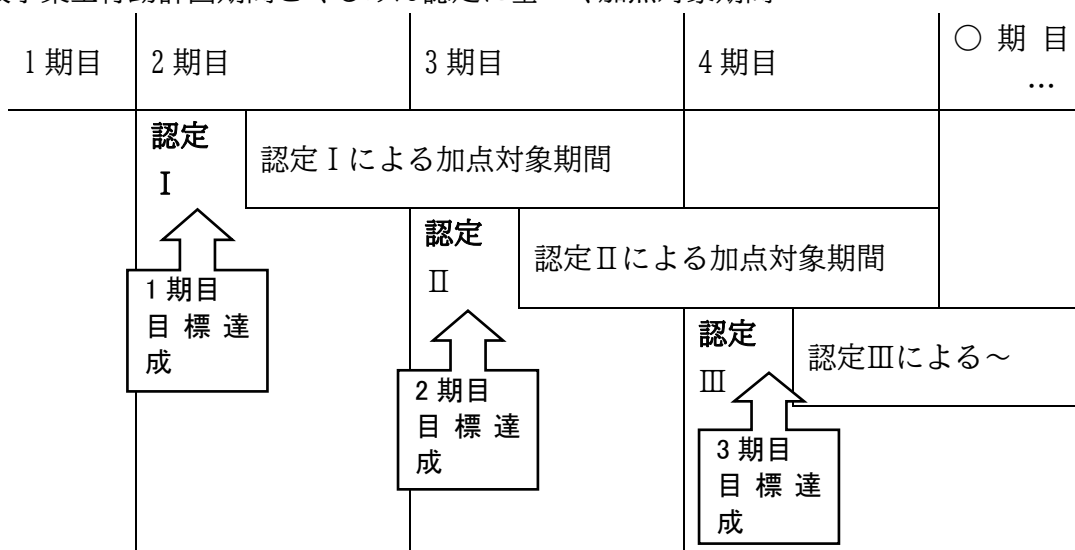
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。以下の評価条件に該当する場合に、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



※ 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- ・【様式 5-1】 共同事業体構成書
- ・【様式 5-2】 共同事業体協定書兼委任状
- ・【様式 5-3】 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店 A は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店 B として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(5) 提出部数

提出資料 1・8～10、CD-R は 1 部（提出資料 8～10 は該当者のみ）

提出資料 2～7 は 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(6) 企画提案書の体裁

- ① フラットファイルは使用せず、提出資料ごとに左上をホチキス留めの上、提出資料 1～10（提出資料 9、10 は該当者のみ）及び提出資料 2 への添付資料をまとめて左上をクリップ等で止めて 1 部、提出資料 2～7 及び提出資料 2 への添付資料をまとめて左上をクリップ等で止めて 9 部提出してください。
- ② 提出資料 8～10 以外の資料には、事業者名がわかるような記載をしないでください。

(7) 提出資料ごとの記載内容

提出資料 2～6 については、以下の注意事項に沿って資料を作成してください。

- ① 港区政要覧企画・編集業務委託仕様書に記載のとおり、本誌・別冊データ集は日本語・英語・中国語・ハングル併記となりますので、4 か国語併記を念頭に置いて提案してください。
- ② 提出資料 2 「事業者概要及び業務実績」（様式 3）について

過去5年以内に地方公共団体から発注を受け、1「目的」に該当する冊子の企画・編集業務を行った実績がある場合、成果物または成果物（実際の刊行物等）の表紙及び目次（首長挨拶文がある場合は該当ページ）を含む紙面の写しを添付してください。

③ 提出資料4「業務企画提案書 全体構成」（様式自由）について

ア 港区政要覧の企画・編集作業を行うにあたり、現行の港区政要覧との比較をし、貴社（者）の基本的な姿勢や考え方（デザイン、レイアウト、紙面割付、写真、イラスト等）と、戦略的に伝えるコンセプトを説明してください。

イ 区政要覧という冊子を用いて、港区をより魅力的に紹介するために、具体的な項目を5点以上挙げて説明してください。

ウ 前項ア・イについて、計5ページ以内で提案してください。

④ 提出資料5「業務企画提案書 具体的な掲載紙面」（様式自由）について

提出資料4「業務企画提案書 全体構成」での貴社（者）の提案、及び港区政要覧企画・編集業務委託仕様書記載の区政要覧構成を参照の上、

ア 表紙案を1案、説明するためのポイントを含め計2ページ以内で提案してください。

イ 冊子の表紙裏面と本文1ページ目の、見開き2ページで目次及び区長メッセージを掲載します。見開き2ページのレイアウト案を大見出し・小見出し等の章建てで項目案を記載し、説明ポイントを交え、計2ページ以内で提案してください。

写真はイメージ案で、区長メッセージ文章は仮のもので構いませんが、大見出し・小見出し等の項目名称案は具体的に記述してください。

⑤ 提出資料6「業務企画提案書 企画・編集作業の進め方及びスケジュール」（様式自由）について

11月中旬の契約締結後、令和3年2月27日の納期までの、企画・取材から編集・デザイン・レイアウト、校正・納品までの作業工程を含む進行スケジュール、及び業務実施体制案を計2ページ以内で提案してください。作成、校正についての詳細は、港区政要覧企画・編集業務委託仕様書を参照してください。

⑥ 提出資料7「見積書」（様式自由）について

内訳も記載してください。

(8) 一次審査結果通知

令和2年10月20日（火）

一次審査後、通過した事業社（者）に二次審査のヒアリングの日程等を通知します。また、選考されなかった申込者にその旨を通知します。

9 二次審査について

(1) 二次審査用企画提案書提出期限

令和2年10月26日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

「13 担当・連絡先」のとおり

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

提出資料11「具体的な掲載紙面デザイン・レイアウト案」(様式自由)

一次審査用提出資料5「業務企画提案書 具体的な掲載紙面」(様式自由)で提案していただいた大見出し・小見出し等の項目に基づき、2つ程度の大見出し内の小見出し各1つを具体的に紙面のデザイン・レイアウト構成案として、作成してください。ページ本文については仮のもので構いませんが、ページ内の項目名称等については具体案を記載し、掲載写真等については実際に使用できるものをお示してください。

(5) 二次審査実施日

令和2年10月29日(木)午後

一次審査通過事業者を開始時間を別途通知します。

(6) 二次審査実施場所

港区役所9階研修室

(7) 二次審査実施方法

① プレゼンテーション概要

提案説明は20分程度、その後選考委員による質疑応答を10分程度予定しています。プレゼンテーション参加者は2名までとし、業務責任者が説明してください。

② プレゼンテーション方法

一次審査用提出資料4「業務企画提案書 全体構成」、提出資料5「業務企画提案書 具体的な掲載紙面」及び二次審査用提出資料11「具体的な掲載紙面デザイン・レイアウト案」について、パソコン及びプロジェクタを用いて、スクリーンに投影して説明していただきます。プレゼンテーションに用いるデータを入れたノートパソコンを持参してください。プロジェクタは港区が用意しますので、VGAケーブル(アナログケーブル)出力のポートを有するノートパソコンを必ずご用意ください。

(8) 二次審査結果通知

令和2年11月2日(月)頃

事業候補者選考委員会での審査結果を、選考結果に関わらず通知します。

10 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式6】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

1.1 選考結果の公開について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

1.2 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

1.3 担当・連絡先

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号
港区企画経営部区長室広報係（区役所4階） 担当：菅根
電話：03-3578-2036 FAX：03-3578-2034